

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和八年五月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 許可番号

令和八年四月八日

指令川建セ第〇七〇一五一号

二 検査済証番号

令和八年五月十二日

川建セ第〇八〇〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字石坂字大平七百八十五番四、七百八十五番五、七百九十番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字石坂七百九十番地三
井田 大気